

Lay Participation Worldwide

——世界の市民の司法参加における日本の裁判員制度——

飯 考 行

(2019年3月2日 於専修大学神田校舎5号館571教室)

はじめに

2019年3月2日(土)14時から17時まで、国際シンポジウム「Lay Participation Worldwide——世界の市民の司法参加における日本の裁判員制度」が、専修大学神田校舎5号館571教室にて開催された。専修大学法学研究所、日本法社会学会関東研究支部と裁判員ラウンジの共催である。

企画趣旨は、第一に、ニコライ・コバレフ(Nikolai Kovalev)先生(ウィルフリッド・ローリエ大学、カナダ)の訪日に合わせて、ご専門のロシアと旧ソ連邦の国々における刑事司法への市民参加の展開をご紹介いただくことにあった。そして第二に、裁判員裁判実施10年の節目にあたることから、日本の研究者、弁護士と裁判員経験者を交えたパネルディスカッションと質疑を通じて、裁判員制度の施行状況を踏まえながら、諸外国の陪審、参審制度の中での裁判員制度の位置づけを検討することにあった。

シンポジウムの進行は、第一部は報告2本で、飯考行(専修大学)による「世界の市民の司法参加における日本の裁判員制度の位置づけ」と、ニコライ・コバレフ「旧共産主義諸国における独立した裁判所の探求——ロシア、ジョージアとカザフスタンの市民参加改革」であった。第二部はパネルディスカッションで、パネリストは、ニコライ・コバレフ、富田さとこ(弁護士)、平山真理(白鷗大学)、澤田敦子(裁判員経験者)で、コーディネーターは飯が務めた。第三部では質疑応答が行われた。最後に、太田勝造(東京大学(当時)、日本法社会学会関東研究支部長)が、閉会挨拶を行った。

以下は、報告者とパネリストのプロフィールである。

- ニコライ・コバレフ

ウィルフリッド・ローリエ大学准教授・弁護士。欧州安全保障協力機構専門家、旧ソ連邦諸国の法律起草支援専門家等を歴任。主著に、Criminal Justice Reform in Russia, Ukraine, and the Former Republics of the Soviet Union: Trial by Jury

and Mixed Courts (『ロシア、ウクライナ、旧ソビエト連邦構成共和国の刑事司法改革——陪審裁判と参審裁判』) (Edwin Mellen Press, 2010) がある。

- 飯考行

専修大学法学部教授。法社会学・司法制度論を専攻。

- 富田さとこ

弁護士。日本司法支援センター本部で勤務。法テラス沖縄法律事務所勤務時代に、裁判員裁判弁護を複数件担当。アメリカで刑事政策の修士号を取得。

- 平山真理

白鷗大学法学部教授。刑事訴訟法・刑事政策を専攻。

- 澤田敦子

裁判員経験者。2018年3月に東京地方裁判所で性犯罪事件の裁判員裁判を担当。

シンポジウムの概要を、以下に記載する。ただし、とりわけコバレフ先生の発言内容は、主に通訳(平山教授)の和訳とパワーポイントの情報を参考に要約したものに過ぎず、本人のチェックを受けていないため、必ずしも正確ではない可能性があることに留意されたい。

1. 飯考行「世界の市民の司法参加における日本の裁判員制度の位置づけ」

(1) はじめに

この報告では、裁判員制度の世界の市民の司法参加に比した特徴を、導入、形態、運用、社会背景の視点から検討したい。

裁判員制度は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下、裁判員法)(2004年制定、2009年施行)にもとづいて実施され、10年が経過しつつある。

制度形態は、20歳以上の国民からくじで選ばれた裁判員6人と裁判官3人(原則)が、刑事重罪事件の裁判で、事実の認定、法令の適用、刑の量定を行うものである。

(2) 裁判員制度の導入

裁判員制度の前史に、戦前の刑事陪審制度(1928~1943年)と、アメリカ統治下の沖縄の陪審制度(1963~1972年(刑事)、1964~1972年(民事))がある。

裁判員制度の導入の直接の契機は、「統治主体・権利主体」としての国民像を重視し

た21世紀初頭の司法制度改革(国民的基盤の確立)にあった。裁判員法の趣旨は、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」(裁判員法1条)とされ、刑事裁判などの批判を含まず、関係機関の誰も反対しない文言となっている。

世界における陪審制度の導入、広がりの変容を概観すると、源流としてのイングランドの陪審制度(11世紀頃より展開、12人の市民のみが裁判で事実認定(有罪・無罪などの判断)を全員一致で行う)が、1789年のフランス革命を経てヨーロッパ大陸へ広がり、参審制度(市民が参審員として裁判官と事実と量刑の問題を判断する)へ部分的変容を遂げていく。また、植民地支配による世界的広がり、独立後の部分的変容・廃止が見られる。社会主義国では人民参審員制度が導入されて広がり、ソ連邦崩壊・市場経済化に伴う部分的な変容・廃止を受けている。また、スペインや韓国など、市民革命を経た民主化の象徴としての陪審制度などの導入と見られるパターンもある。

世界の市民の司法参加制度は、国により、陪審制度(アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、スペイン、ロシア、アルゼンチン(州による)など)、参審制度(ドイツ、フランス、イタリア、中南米(国による)など)、陪審・参審制度の併用(スウェーデン、ノルウェー、デンマークなど)、人民参審員制度(中国、ベトナム、カザフスタン、ウズベキスタンなど)、その他(韓国(国民参与裁判(2008年～))、日本(裁判員制度))に大きく区分される。ほとんどの先進国には、オランダを除いて、何らかの市民の司法参加制度がある。

(3) 裁判員制度のかたち

裁判員の選任は、衆議院議員選挙権を持つ20歳以上の国民からのくじ引きで行われる。対象事件は、地方裁判所(計60ヶ所)の刑事重罪事件で、裁判員に選ばれると1件のみを担当する。裁判員と裁判官の人数は、裁判員6人と裁判官3人(原則形態)である。ただし、裁判員制度の導入経過では、弁護士会等の陪審制賛成論に対する裁判所と法務省の参審制への傾斜が見られ、与党審査を経て裁判員数が増加し、就任可能年齢が20歳へ若年化し、裁判官1人と裁判員4人のコンパクトな構成も規定されるなどの推移があった。

裁判員と裁判官は同等権限(専門事項を除く)で、評決は多数決制となっている。なお、裁判員制度の導入過程では、最高裁判所より「評決権なき参審」論が唱えられたこともある。

(4) 裁判員裁判の運用 (2009～2018年)

裁判員制度の実施状況を見ると、被告人数(判決の出された人数)は11,539人、裁判員経験者数は88,987人(補充含む)である。

判決内容は、無罪率は低い若干増加している(同じ対象事件で裁判官のみによる裁判の0.6%(2006～2008年)から0.9%へ増加)。検察官は起訴を慎重に行っているという指摘があり、その影響を加味すると、市民参加により、ある程度無罪率が増えていると見ることができる。

量刑はほぼ不変ながら、事件の態様や弁護士の活動により変わりうる。性犯罪では重罰化傾向が指摘されている。他方、評議では、過去の同種事件の量刑データベースを参照することが慣例化しており(とりわけ最高裁判所2014年7月24日判決以降)、裁判員裁判の量刑判断には先例の影響がありうる。上訴は、控訴率36.3%で、裁判官のみの上級審での判決の変更もなされている。

裁判員裁判の刑事訴訟手続への影響として、取調べ過程の録画、法廷での口頭主義や直接主義の実現などが指摘されている。

(5) 裁判員制度の社会背景

市民の見方は、裁判員就任意欲につき、世論調査での就任肯定率は2割弱で低迷している。裁判員候補者の辞退率・出頭率は、それぞれ増加・低下傾向にある(それぞれ67%程度)。裁判員に選ばれても辞退し、無断で出席しない人が増えていることを意味する。他方、裁判員経験者からは、裁判員として刑事裁判に参加したことについて、非常によい経験であった・よい経験であったという回答が、毎年95%以上見られる。

学校教育で、小中高で裁判員制度に関する教育が必須化されており、裁判員制度は法教育へ影響を与えている。マスメディアでは、裁判員制度が導入された当初は大きく報じられていたが、ニュース価値がなくなってきたためか、沈静化しつつある。容疑者犯人視傾向は、ある程度変わったにしろ残っている。

法律関係者から、裁判員制度は、裁判官・裁判所により、表面的にはおおむね支持されているように見受けられる。検察官・検察庁は、裁判員裁判の判決が予測し難いためか、起訴を慎重に行う傾向がある。弁護士の意見は様々であるが、口頭主義の裁判になり、裁判員が弁論に耳を傾けることから、刑事弁護への魅力を高めた効果はある。法学者の意見は、憲法や刑事訴訟法で賛否両論あるが、概して関心は低下しつつある。

市民団体として、裁判員経験者を交えた団体が生まれている。国会と政府は、裁判法の若干の改正を行ったが、あまり関心はないように見受けられる。

(6) おわりに—裁判員制度の国際的特徴

裁判員制度は、理念先行型で提唱され、様々な議論と試行を経て制度設計がなされた。形態は、陪審制の要素を含む参審制と言え、独特の折衷的制度となっている。運用は、これまでおおむね円滑に運営されてきた一方、日本的な刑事訴訟手続による影響と、逆に刑事訴訟手続にもたらした影響がある。

社会では、市民の裁判員敬遠傾向と、それと対照的な裁判員を経験した市民の好評価がある。市民には概してまじめにしっかりと裁判員の役目を果たす傾向がある。

裁判員制度は、日本が世界の市民の司法参加の流れに時を経て巻き込まれた産物と言える。独特で、課題はありながらも、国際的に遜色ない制度とまとめることができよう。

2. ニコライ・コバレフ「旧共産主義諸国における独立した裁判所の探求——ロシア、ジョージアとカザフスタンの市民参加改革」

(1) はじめに—陪審制度の機能条件

皆さん、こんにちは。この場に初めて来ることができ、このテーマで報告させていただくことを、大変喜ばしく思う。今日は、旧ソ連とロシア、ジョージア、カザフスタンにおける陪審制度を比較して、異同を話したい。

著名な陪審制度研究者のヴィドマーは、2002年の論文で (Vidmar, Neil. (2002) "Juries and Lay Assessors in the Commonwealth: A Contemporary Survey", 13 Criminal Law Forum, 385-407), 陪審制度が効果的に機能するための条件について、7つの条件を挙げている。すなわち、社会の同質性、社会の本質、陪審員の基本法への同意、社会による支持、陪審制度の費用をまかなえること、法律関係者による支持、政府の意志である。これらの諸条件は、司法への市民参加制度を採用する国に、日本を含めて、あてはまるものと思われる。

(2) 帝政ロシア陪審制度、旧ソ連の人民参審制度とロシアの陪審制度の復活

アメリカに有名な『12人の怒れる男』という映画があるが、ロシアでその映画のリ



コバレフ先生の報告

メイク版が作られている。その映画の陪審裁判の事件は、民族間の犯罪が関係しており、被告人がチェチェン人で、軍人である義父が殺された設定である。ロシアでは、陪審員の数は地区裁判所などで12人から8人に減らされている。全員一致制も採用されていない。

日本では第二次世界大戦前に陪審制度が採用されていたが、帝政ロシアでも陪審制度が採用されていた。1864年に、アレクサンダー二世により陪審裁判が導入された。陪審裁判の適用される事件は狭められていった歴史がある。無罪判決が出やすいので除外したい狙いがあった。1878年3月のヴェーラ・ザスーリチ（女性革命家）の無罪判決、1878年5月の公務員に対する粗暴犯の陪審裁判から軍事裁判所への移行、1879、1880、1881年のアレクサンダー二世の暗殺未遂と暗殺、1889年の他の反国家犯罪での陪審裁判の廃止、1918年のボルシェヴィキによる陪審裁判の廃止へと、推移した。

旧ソ連は、1864年の改革により導入された陪審裁判から移行して、人民参審員制度を導入した。職業裁判官1人と参審員2人で、参審員は、理論上は裁判官と同じ権限を持つが、実際には裁判官の統制があり、裁判所の判決への最小限の影響しかなかった。参審員は、共産党員から選ばれて、裁判官の言うことに反対しないでうなづくだけで、「うなづくだけの参審員」と表現されることもあった。

1991年にソ連邦が崩壊し、1993年にロシアで陪審制度のパイロットプロジェクトが始まった。その後、2007年にカザフスタンで参審裁判が、2011年にジョージアで陪審

裁判が、それぞれ導入された。

ロシアで陪審制度が復活した。現代ロシアにおける陪審裁判の歴史は、以下の通りである。

1993～1994年—9つの実験的地域(89地域のうち)

2003～2004年—チェチェンを除く全地域への陪審制度の拡大

2004年—科学者ダニロフの無罪(破棄)

2004年—ダニロフとスチャーギンの有罪判決(確定)

2004年7月—テロリスト2名の無罪判決(バスラン学校占拠事件参加の2ヶ月前)

2004年10月—FSB(旧KGB)がテロリズムスパイ活動事件での陪審裁判廃止を提唱

2008年5月—テロ容疑者58人の公判がナルチクで開始、陪審選定なし

2008年12月—反国家犯罪で陪審裁判廃止

2009年—ナルチクでの集団裁判が陪審なしで開始

2010年—チェチェンでの陪審の導入

2017年6月—地方裁判所で陪審員の人数を12人から8人に縮小

2018年6月—地域裁判所でより少ない人数の陪審を導入

プーチン大統領が就任して、当初、適用地域は広がった。2004年のバスラン学校占拠事件では、その2ヶ月ほど前に無罪になった2名が事件を起こしたので、陪審裁判は間違いを犯したとみなされた。ただし、その無罪判決は、自白しか証拠がなかったためであることに留意する必要がある。しかし、その後、陪審裁判の適用事件は縮小されてきた。無罪率が、陪審裁判の20%に対して、裁判官裁判では1%で、大きな違いがあったことも、政府が陪審裁判を敬遠した理由であった。

陪審の対象事件も縮小し、刑法典の条文数では2001年の47犯罪から2015年までに19犯罪へ減少した。陪審裁判の件数も減り、結審数(2007～2017年)は、607件から282件へ減っている。2018年のデータは手元にないが、1000件に上るという話もある。地区裁判所で6人という小規模の陪審制度が導入されたので、審理件数が増えていることが推測される。

ロシアの裁判所と法執行機関は、陪審裁判の「妨害行為」を行ってきた。そのテクニックは、意図的な犯罪の格下げ(陪審裁判の対象事件よりも軽い事件で起訴するなど)、陪審員名簿の操作(政府に歯向かわない人達だけの陪審員候補者名簿を作る)、陪審へのスパイ「潜入」(例えば、ヨーロッパ人権裁判所に持ち込まれたスチャーゲン対ロシア事件

では、KGBのオフィサーが陪審員に紛れ込んでいたことが陪審裁判の後に分かった)、弁護側に肯定的な陪審員の解任(裁判官が何らかの理由をつけて陪審員から外す)、公判中の検察側証拠の信用性を攻撃する主張の防止(弁護人が攻撃しようとするものの防止、例えば、暴行を受けたので自白した被告人の主張を、法廷で弁護人が代弁しようとする、裁判長がそれを止めて、陪審員に不当な影響を与えるという理由で、主張を止めないと法廷侮辱罪に問うと脅すなど)、手続上の誤りの挿入(裁判官が陪審裁判でわざと訴訟手続上の誤りを行い、検察官に上訴の理由を与える)、こじつけの理由による陪審評決の破棄(裁判長が何らかのこじつけの理由でとりわけ無罪評決を破棄する、例えば犯罪歴のある親戚を持つ者が陪審員にいたことなど)である。

近年、ロシアでは、陪審制度を参審制度へ変えようとする試みが、裁判官や学者に見られる。陪審裁判のモデルに関する議論の中で、法学者と裁判官は、フランスとカザフスタンのモデルにもとづいて、陪審を職業裁判官と参審員の混合裁判へ変えるべきであると提唱している。2016年6月23日法の主な論点は、陪審員の人数の12人から8人への減少、地域レベルでの少人数陪審の導入、陪審選定のために裁判所へ召喚される候補者数の減少、両当事者が予備尋問手続で質問する権利の制限と専断的忌避の1人への減少であった。

(3) カザフスタンの参審裁判

2003~2005年のカザフスタンでの市民参加改革論議では、陪審制度と参審制度のどちらを導入するかで意見が分かれた。陪審制度の主な提唱者は、弁護士、法学者、下院議員の一部で、国際的助言者はアメリカ法曹協会/中東欧法イニシアティブ、欧州安全保障協力機構で、法案は議会に提出されなかった。参審制度の主な提唱者は、政府、検察庁、最高裁判所で、国際的助言者はドイツ国際協力公社で、法案が議会で可決された。

カザフスタンの参審裁判(2007~2010年)では、当初、職業裁判官2人と参審員7人(と補充参審員)であった。プロの裁判官を2人にした理由は、裁判官同士で議論できるようにするためだが、実際は議論せず、意味がなかったという評価がある。2010年以降のカザフスタンの参審裁判では、裁判官を1人に減らし、参審員を増やして10人にした。

ロシアの陪審制度とカザフスタンの参審制度を比較したい。ロシアの制度は、古典的な6人か8人の陪審員で、最終弁論と個別の裁判官による量刑審理が分かれて行わ

れる。陪審は有罪問題を議論し、記名投票で評決する。有罪評決は単純過半数で、無罪評決は4票：4票か3票：3票の場合である。カザフスタンの参審制度は、裁判官1人と参審員10人で、最終弁論を二分し（量刑に関する第二部は参審員なし）、参審員は有罪問題と量刑問題を裁判官とともに議論し、匿名投票で評決する（裁判官が投票のやり直しをさせることも可能）。有罪評決は単純過半数で、量刑が15年以上の場合は8票が必要で、死刑か無期刑では11票が必要である。

ロシアとカザフスタンの無罪率は、おおむねロシアがカザフスタンの2倍である。後者では裁判官が評議に加わるためと思われる。2016年は、なぜか両国の無罪率がほぼ同じになっている。2018年の無罪率は、ロシア12%、カザフスタン9%である。ただし、無罪評決が出ても、裁判官がやり直しをさせることがある。カザフスタンの参審裁判の有罪と無罪件数を見ると、2018年は有罪56件、無罪6件である。カザフスタンの参審裁判無罪判決の破棄については、2018年は無罪判決3件のうち3件とも破棄されている。

カザフスタンの参審裁判実務の主な欠点は、裁判長が、評議室で、法に関して欺くことを含めて、参審員たちに評議室で圧力を加えることが可能なことである。例えば、従妹をレイプした容疑で審理されたカラガンダのアレクサンダー・B. 被告人の参審裁判で、参審員は裁判官による圧力や嘘をメディアに訴えた。しかし、裁判官は懲戒されず、参審員は、評議室の秘密を洩らしたかどで有罪となり、罰金(80ドル)を科された。

(4) ジョージアの陪審裁判

ジョージアの陪審裁判の歴史をたどると、1918～1921年に陪審制度が歴史的に実験された後、2004年の憲法改正、2009年の刑事訴訟法で規定された。2011年11月に首都トビリシで初の陪審裁判が行われた。2018年12月現在、陪審裁判は35件のみで、有罪評決14件、無罪評決7件、混合評決または一部有罪17件となっている。

ジョージアの陪審モデルは、アメリカ型の陪審員12人と補充陪審員2人で、より重大でない犯罪の場合に、法でより少人数の陪審を許容しており、6、8または10人となる。アメリカ型の予備審問付き陪審選定手続では、無期刑で12人まで陪審員候補者の専断的忌避が可能で、評決は陪審員12人のうち8人の条件付き多数決で可能である。

ジョージアの陪審制度の主な課題は、被告人のほとんどが陪審裁判を受ける権利を放棄することである。例えば、2017年に、120件が陪審裁判対象事件だったが、9人の

被告人しか陪審裁判を申請しなかった。その理由に、裁判所のスペース不足（トビリシ市裁判所の法廷は2つ、クタイシの法廷は1つしか、陪審裁判用にデザインされておらず、他の市には陪審裁判用の法廷が不足している、クタイシでは法廷のオーバーブッキングにより陪審裁判が4～5ヶ月間続き、開廷期日が分散される）、陪審選定の著しい遅れ（ある事件では陪審の選任手続で24回の審問を要した）がある。また、人々は陪審員の呼び出しに応じない（300人が召喚されたが20人しか出頭しなかった）。これは、日本、アメリカ、カナダなどでも共通の問題である。

ジョージアの陪審制度の主な課題は、陪審裁判に参加する弁護士の研修と準備の不足（弁護士会による刑事弁護人研修のなさ、アメリカの機関の支援・提供によるわずかなプログラム）、学校と大学における陪審制度に関する教育の不十分さ（9年生の教科書で1頁のみ、ロースクールの刑事訴訟法科目で6時間）である。ほとんどの人は陪審制度について知らない。

(5) 結論

冒頭に紹介したヴィドマーの7条件の中で、ロシア、カザフスタン、ジョージアにおいて、市民の司法参加制度にマイナスの影響を及ぼしうるもっとも関連する重要な諸要素は、陪審制度の費用をまかなう十分な資金のなさ（1990年代のロシアとジョージア）、法律関係者からの支援の不足（すべての国々）、政府が裁判所に独立を提供する意欲のなさ（すべての国々）である。司法への市民参加の将来ははっきりしない。政府の方針が重要である。市民団体も重要だが、その動きは活発ではない。

質問、コメントがあれば、寄せていただきたい。

3. パネルディスカッション

休憩をはさんで、パネルディスカッションに移行した。また、各パネリストに、それぞれの裁判員制度との関わりや考えを述べていただいた。発言の概要は、以下の通りである。

(1) 富田さとこ（弁護士）

2004年に弁護士登録をした。2011年から2013年まで、法テラス沖縄法律事務所へスタッフ弁護士として赴任した。沖縄では刑事弁護を多く手掛け、裁判員裁判の弁護も



富田弁護士の講話

8件担当した。

弁護士を始めた当時は、裁判員裁判はなく、傷害致死や殺人事件一般の刑事裁判の弁護をした。その頃の裁判官だけの裁判よりも、裁判員裁判では、刑事裁判の理念がよりシンプルに法廷に反映されているように感じる。それは、「疑わしきは被告人の利益に」という原則である。法テラスの別のスタッフ弁護士が、裁判員裁判で初の無罪事件となった、チョコレート缶事件と呼ばれる、チョコレート缶の中に覚せい剤を

隠して密輸した容疑の事件の弁護を担当した。プロの裁判官の裁判であれば、なかなか無罪をとれなかった事件ではないかと、弁護士仲間では評価している。日本では99.9%の刑事事件が無罪になる。検察官が起訴の判断に慎重であることに加えて、裁判官が、毎日99.9%の有罪の被告人を見ているため、本当は一人ひとりの一生を左右しうる重大な事件にもかかわらず、有罪にどこかで慣れて流してしまっているためと思われる。それが、裁判員裁判では、裁判員が法廷に現れて、一つひとつの事件に真摯に対応して下さることで、裁判の原則が実現してきている。

自分の担当した裁判員裁判で、複雑な家庭環境の中で、親子関係がうまくいかず、最終的に大きな事件に至ってしまった事件があった。判決の時に、女性の裁判員たちが、目を真っ赤に泣き腫らして法壇に座っていた。被告人に酌むべき事情が多くあり、感じ入って下さったのだと思う。性犯罪では、確かに量刑が重くなった傾向を感じる。事案によって、市民感覚として、重くあるべきか軽くあるべきかが反映されているのではなかろうか。家庭環境に事情のある事件や、介護疲れによる殺人など、市民感覚として被告人に同情できる事件では、相対的に量刑が下がっていると言われる。

次に、弁護士から見て、裁判官や検察官はどう変わったかを話したい。真摯に裁判員が聞いている横で、裁判官が対応している様子のときもあるし、そうでないときもある。裁判官は、裁判員の負担を常に気にしている。裁判員の負担という言葉は、公判前整理手続でもよく聞かれる。被告人のことが考えられるべきなのに。検察官は、法廷でのプレゼンテーションが変わったほか、そもそも裁判員裁判への起訴を避ける傾向がある。沖縄時代に、殺人未遂事件が裁判員裁判の対象ではない傷害事件の罪名

で起訴され、また現住建造物放火事件が不起訴になった事件が複数あり、裁判員裁判以外に理由のつかない不起訴も目にした。

また、被疑者・被告人に黙秘権があることが、弁護活動に良い意味で影響している。被疑者段階で、逮捕・勾留の23日間の取調べで、以前は、弁護人が黙秘権の行使を奨めると、取調べが長引き苛烈になる傾向があった。しかし、裁判員裁判が始まり、取調べの様子が録音録画されるようになり、裁判員裁判で後に再生されうるため、取調べは苛烈でなくなり、弁護人による黙秘権の行使の奨めが以前よりも難しくなくなり、黙秘権を行使する被疑者が増えた。

もっとも、新しく導入された刑事免責制度は、黙秘権の関係で課題もある。日本の刑事弁護の難しさは、被疑者が、逮捕から23日間、身柄を拘束された中で取調べが続く、弁護人の同席はなく、接近禁止命令が付けば弁護人以外と接見できないことにある。そうした状況の中で、弁護人には、裁判員裁判が始まり、その後の裁判を想定して被疑者に助言することが求められている。

公判中も、弁護人には、裁判官と裁判員の前で主張、弁論し、口頭主義、直接主義が貫徹される。シンプルにポイントを絞って、分かりやすく主張する弁護活動が求められている。研修を通じて研さんを積んでいる。若い弁護士たちは、裁判員裁判での刑事弁護の活動にかなり情熱をもって熱心に取り組んでいる様子もある。今後の変化を楽しみにしている。

(2) 澤田敦子 (裁判員経験者)

裁判員に選ばれてまず困ることのひとつに服装がある。「好きな服装で来て下さい」と言われるが、どのような服装が裁判員としてふさわしいかわからない人は多いと思う。迷ったときの私のおすすめは、いわゆる「きれいめカジュアル」。

2018年に東京地方裁判所で裁判員を務めた。担当した事件は、性犯罪であった。被告人は、外国籍で無罪を主張していた。検察官の求刑は懲役7年、判決は懲役6年だった。

裁判員をする意義として、民主主義を体感することがあると思う。刑法の性犯罪規定は2017年に改正された。従来、強姦罪に男性の被害者は含まれておらず、男性加害者、女性被害者という枠組みだったが、法改正により、男性も被害者として扱われることになった。

しかし、いまだにすべての性犯罪が違法であるとは言えない。評議室での雑談の中

で、裁判官の一人がフランスに留学経験があり、フランスの法律はあらゆる性犯罪に対応しているという話をしてくれた。そこで、遅れている日本の性犯罪規定を変えるにはどうしたらよいのか、という話題になった。裁判所は法律を変えることはできない。三権分立の法則により法律を作るのは国会である。だから選挙が大切であり棄権してはならないこと、社会のあり方を決めるのは私達であること、どんなことにも主体的に社会に関わらなければならないこと、などの話を、裁判官、裁判員たちとできたのは、とても良かったと思う。

また、裁判員制度は社会を変えるきっかけになる。裁判員裁判での性犯罪の重罰化傾向が、立法の重罰化に影響を及ぼしたと聞く。2017年の法改正以前は、強姦罪の法定刑の下限は3年で、強盗罪の下限である5年よりも低く、それほど女性の人権が軽く見られていた。しかし、法改正により性犯罪が重罰化され、強制性交等罪の法定刑の下限は3年から5年になった。つまり、裁判員裁判が法改正の動きを後押しし、一人ひとりの裁判員の力が立法につながったのだと思う。

(3) 平山真理 (白鷗大学)

裁判員裁判により、刑事手続がどのように変わってきたか、また今後変わりうるかをお話したい。以前は、刑事立法は非常に消極的だった。それが、2000年前後から変わってきている。その結実としての、被害者の刑事裁判への参加と、裁判員裁判と検察審査会の強制起訴制度という市民参加は、大きな変化であった。

裁判員裁判が与えた影響による変化として、刑事裁判が非常に分かりやすくなった



平山教授の講話

ことが挙げられる。被疑者国選弁護制度が裁判員裁判に先行して始まり、公判前整理手続の創設により証拠開示もかなりの程度進んだ。調書裁判から脱却し、口頭主義、直接主義、公判中心主義を目指す上で、大きな促進力になっている。保釈率は2倍くらいになっている。勾留請求却下率も上昇している。不必要な身柄拘束を避けるべきであるという裁判所の動きにつながっている。また、法廷における被告人の座る位置が変わり、弁護人の横になった。一方、裁

判員裁判対象事件の起訴率が下がっている。無罪率も細かく見ると変わっている。刑事事件全体で0.2%ほどだが、裁判員裁判に限ると0.8%くらいと、わずかに高い。

報告者は、とくに性犯罪事件の量刑に関心があり研究を続けている。性犯罪で厳罰化の傾向が進んできた。性犯罪は対象事件から外すべきであるという意見もあるが、性犯罪事件の裁判員経験者からは自分たちの関与についてポジティブな発言が多い。裁判官も肯定的で、これまでの量刑は軽すぎたという声も聞かれる。市民感覚が活かされて、裁判員がいるからこそ従前よりも重罰化しているという見方もできる。これらが2017年の刑法改正にもつながったのではないか。

また、裁判員裁判では、執行猶予判決の際に保護観察が付けられる率が高い。被告人のその後の更生に裁判員が関心を持っているためではないか。この傾向を被告人はどう見ているかを検討する必要もある。

他方、裁判員候補者の選任手続出席率がかなり下がっている。裁判員制度に対する高い関心をどのように維持していくかが課題であろう。その他の課題として、裁判員6人の中での多数決制を必要としてはどうか、守秘義務に明確なガイドラインを置くこと、裁判員が自身を単に「参加」する存在としてよりも積極的に裁判に「関与」する存在とみなすことができるためにはどうすべきか、裁判員裁判を犯罪の被害や加害を積極的に考える場として促進するためにはどうすべきかなどがある。

司法制度改革審議会による『司法制度改革審議会意見書』（2001年6月）においては、(裁判員制度は)「個々の被告人のためというよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入するものである」と書かれてあるが、これを読んだときには驚いた。アメリカでは、陪審裁判を受けることは、被告人の権利として位置づけられている。誰のために裁判員裁判があるのか、被告人は裁判員裁判をどのように考えているのかについても、今後、研究者として考えていきたい。

4. 質疑応答

その後、来場者などからの質問に対して、各パネリストに応答いただいた。以下は、主な質問と回答の概要である。

問：日本の裁判員制度に関する質問や感想はあるか。

コバレフ：以前から日本の裁判員裁判には関心を持っていたが、今日の報告で印象的だった

のは、日本の裁判員経験者が裁判員制度について非常に積極的に評価していることである。感銘を受けた。

問：司法への市民参加について、それを支える市民団体は、ロシア、カザフスタン、ジョージア、カナダで活動しているのか。

コバレフ：カナダには組織的な陪審員経験者団体はない。数年前、陪審員を務めた人がPTSDになったことが問題になり、精神的に支援する立法の動きはある。ジョージアはまだ陪審制度の歴史が浅く、市民団体はない。ロシアには、陪審員クラブ(jury club)という陪審員の経験者組織がある。裁判官や弁護士を招いて話をしており、本来は守秘義務があるがオープンに話していた。オーストラリアでも陪審員経験者の組織を作ろうという話を聞いたことがある。日本でも裁判員の守秘義務を緩めて、研究を可能とする環境が必要ではないか。

問：日本の裁判員制度が廃れていかないためにもっとも重要なことは何か。そのために市民ができることは何か。アドバイスをお願いしたい。

コバレフ：政府が市民参加に対してどのようなスタンスをとるかが重要である。また、本日のシンポジウムのように、市民に対する啓発活動も意味がある。メディアの協力による司法への市民参加に関する報道も大切である。カザフスタンでは国営放送しかなく、参審裁判に関する報道はほとんどない。市民団体のほか、弁護士、検察官、裁判官などの実務法律家の協力も重要である。

問：弁護人の立ち会い、取調べの可視化の実情と、勾留の場所はどこか。

コバレフ：弁護人の立ち会いは、ロシア、カザフスタン、ジョージアの三ヶ国とも、制度上、立ち会い権はある。他方、問題なのは、元検察官・裁判官の弁護士は、供述調書に全部署名



質疑応答の様

するように助言する場合があります、被疑者の権利の観点から役に立たないことである。

カナダでは弁護人の立ち会い権はない。ただし、逮捕から24時間までしか警察は取調べができない。24時間経って裁判官の勾留決定が出ると、取調べできない。

取調べの可視化は、カナダやアメリカでも、全面的な完全な可視化（取調べ室のみでなく留置施設を含めてあらゆる場面を録音録画すること）の実践は難しい部分もある。カザフスタンやロシアでは、取調べの録音録画はされているが、例えば被疑者に対して取調官が無理な取調べや拷問をした後、取調べを行った部分しか録音・録画されていないこともある。

勾留の場所は、旧ソ連邦の国々では、警察とは異なる施設である。ただし、その施設は内務省の管轄なので、抽象的なプレッシャーを感じることはあるかもしれない。

問：ロシア、カザフスタン、ジョージアで、陪審員、参審員に守秘義務はあるか、また守秘義務のある場合は違反に対する罰則があるか。

コバレフ：その三国とカナダに守秘義務がある。報告したように、カザフスタンで、参審員経験者が評議の守秘義務違反で80ドルを支払わされたことがある。行政罰である。ロシアについて、はっきりとは分からないが、守秘義務違反で起訴された例は聞いたことがない。カナダでは、犯罪として訴追される。評議の内容を話すよう、守秘義務違反を促すように働きかける人も罰せられる。

脅して話させることや、他の陪審員の安全に関わることを以外は、経験を話すことを罰するのは問題があると思う。アメリカでは陪審員に守秘義務がない。研究目的や、経験を広めることを罰則付きで禁止することは間違っている。

守秘義務の対象は評議の内容で、陪審員の経験を話すことは罰せられない。他方、評議の内容の範囲が恣意的に広げられる恐れはある。

問：市民の司法参加の世界的な動向をどのように評価するか、その原因はどこにあると思うか。

コバレフ：ヨーロッパ諸国では、陪審制度から参審制度への変化の流れがある。ベルギーはその流れにあり、ノルウェーは陪審制度を廃止した。スイスのジュネバでも2011年に廃止した。他方、南米のアルゼンチンでは憲法で規定されていた陪審制度を6州で始めた。チリでも陪審制度に関心を持っている。旧ソ連邦諸国で、ジョージアは陪審制度で、ウクライナも陪審制度に関心を持っており、すべて参審制度へ移行している訳でもない。

裁判官の独立が保障されている国では、市民参加が必ずしも必要でないという議論もあるかもしれない。ロシアやカザフスタンでは、市民の司法参加にしか望みがない。

問：高齢者は投票率が高く裁判員になる可能性は高いと思うが、肉体的に難しい面もある。裁判員候補者の辞退率の年齢別統計は明らかになっているか、高齢者への配慮はあるか。

飯：辞退率の年齢別の統計は把握していないが、世論調査によれば、裁判員として刑事裁判

に参加してもよい人は、年齢が若いほど多くなる。70歳以上の年齢は辞退事由にあたる関係もあるかもしれない。高齢者が積極的に裁判員を務める意向は、少なくとも上記の世論調査からは見られない。2018年の資料によれば、裁判員候補者選任手続期日に認められた辞退理由で多いのは、事業における重要用務が約5割、その他精神上または経済上の不利益が約3割で、疾病傷害は4.3%にとどまる。心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者は裁判員になれないが、理解や判断力や具体的な対象事件との関係で問題がなければ、聴覚や視覚に障害を持つ方でも裁判員を務めることはできる。

問：刑事裁判の被害者参加制度と司法への市民参加の関係はどのようなものか。

澤田：自分の担当した裁判員裁判で、被害者参加制度が用いられた。被害者の参加したい気持ちはよく分かる。今後とも続けていくべきだと思う。他方、担当した事件で、被告人は無罪を主張しており、被害者はどの主張をどのように受けとめるのか、気になる部分はある。被害者参加代理人弁護士は、裁判官を退官した弁護士で、心強い感じだった。

平山：ポイントを突いた質問と思う。被害者参加制度は、司法への市民参加とは位置づけられないと考えている。被害者は、刑事訴訟の当事者ではない。意見陳述したいなどの思いは理解するが、とくに否認事件では手続を二分し、事実認定と量刑判断を分けるべきである。アメリカでは、事実認定は陪審員が判断し、量刑は裁判官が判断する。

富田：被害者が意見陳述することで、満足度が高まり、知る権利が満たされるという研究を目にしたことがある。否認事件では、被害者の方が被告人を犯人と信じていて、否認されると傷つくし、被告人にとっても良いことはない。手続は二分されるべきである。

問：最後に一言をいただきたい。

澤田：ニコライ先生のお話で、陪審制度に苦難の歴史があったと知った。裁判員制度は市民の権利であると認識を新たにしたい。もし選ばれたら、積極的に参加して欲しい。裁判官からの圧力の話もあったので、評議の際は、裁判員が裁判官を冷静に観察することも大切であると思った。

平山：報告者は性犯罪の裁判員裁判を研究してきた。研究者にとっては、守秘義務が壁になることも多い。色々な情報をできるだけオープンにして欲しい。裁判官がどのような説示をしているかも、公開の法廷で話して欲しい。

ニコライ：訪日の2日目で裁判員制度について知り、学べたことは、貴重な経験となった。今後も協力し、研究交流、文化、見方の交換を続けたい。次は、アルゼンチンの陪審制度研究者を呼ぶと良いかもしれない。私の刑事訴訟法の恩師によれば、自国の制度を知るために一番良い方法は、他国の制度と比較することである。本日はその重要な機会となった。ありがとうございました。

おわりに

最後に、太田勝造教授（東京大学（当時）、日本法社会学会関東研究支部長）による閉会挨拶があった。大変充実したシンポジウムで、これからの日本の刑事司法政策をどのように進めるべきか、専門家や政治家のみに任せるのではなく、市民一人ひとりが考える重要な機会となった旨の言葉で締め括られた。

以上がシンポジウムの概要である。当日は、ややマイナーなテーマにもかかわらず、45名程度の来場があった。初来日のコバレフ氏より、ロシアおよび旧ソ連邦共和国の市民の司法参加の実情をご報告いただき、日本の裁判員制度を含む世界の市民の司法参加について考察し討論する、貴重な機会となったものと思われる。

最後になるが、ご登壇いただいた、コバレフ先生、富田弁護士、平山教授と澤田様に、あらためてお礼申し上げたい。平山教授と富田弁護士には、コバレフ先生の通訳でもご尽力いただいた。また、前年末の突然の依頼にもかかわらず、主催をご英断いただき、パネリストへの謝金支出および開催告知などご協力いただいた、専修大学法学研究所の所長、事務局長ならびに所員の方々に、お礼申し上げたい。